

令和8年度 川口市会計年度任用職員（国民年金相談員） 募集案内

（令和8年4月1日採用予定）

【募集職種等】

募集職種	国民年金相談員
募集人数	8名程度
業務内容	国民年金（給付を含む）に関する窓口・電話相談、申請・届出の受付等に関する業務、パソコン入力、待合スペースでの案内など

【応募受付】

応募方法	「選考申込書」に必要事項を記入、顔写真を貼付し、所有する資格の証明書のコピー等と併せて下記まで持参または郵送 ※フリクション等、インクを消せるボールペンは使用しないでください。	
受付期間	持参	令和8年1月14日（水）、1月15日（木）の2日間 9時～15時30分（事前予約不要）
	郵送	令和8年1月5日（月）～1月15日（木）必着
受付場所	〒332-8601 川口市青木2-1-1 川口市 市民生活部 国民年金課 (川口市役所 第二本庁舎2階 2番窓口)	

問い合わせ

川口市 市民生活部 国民年金課（給付係）

電話 048-259-7667

1 選考基準

(1) 次のいずれかの事務に従事経験のある方

①国、地方公共団体等における年金に関する事務

②日本年金機構等における厚生年金や健康保険に関する事務

※社会保険労務士や年金アドバイザー等の資格があると望ましい。

(申込時に所有する資格の証明書のコピーを提出・同封してください)

※正規・非正規等の雇用形態は問わず、1年以上継続した従事経験が考慮の対象となります（休業・休職等、実際に従事しなかった期間は除く）。

(2) 土・日・祝日の他、週休日1日を除く週4日、9時00分～17時00分のうち7時間勤務できる方（休憩1時間、実勤務6時間）

※勤務時間の例（前後半体制のため）

（前班） 9時00分～16時00分 昼休憩：11時00分～12時00分

（後班） 10時00分～17時00分 昼休憩：12時00分～13時00分

(3) 次のいずれかに該当しない方

①禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの方

②川口市職員として懲戒免職の処分を受け、処分の日から2年を経過しない方

③日本国憲法または政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した方

2 選考方法

・書類選考及び面接

※面接は、令和8年1月20日（火）・21日（水）・22日（木）の9時から17時のうち、指定する日時に市役所第一本庁舎又は第二本庁舎内の会場において実施予定です（応募書類受付後にご連絡しますので、ご都合の悪い日時がある場合は、申込時に申出又は同封してください）。

3 選考結果（内定）

・郵送による選考結果通知発送（面接後概ね2週間以内）

※次の事項に該当する場合、または市の都合（予算不足等）により、内定を取り消すことがありますので、予めご承知おきください。

①提出書類の記載内容に虚偽のあった場合

②心身の故障により職務遂行に支障がある、または職務遂行に堪えないことが明らかとなつた場合

③その他任命権者が不適当と認めた場合

※提出いただいた書類は返却いたしませんのでご承知おきください。

4 勤務条件等（以下、一部を記載しております）

- （1）任用期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日（会計年度任用）
- （2）勤務場所 川口市役所 国民年金課
- （3）勤務日 月曜日～金曜日のうち週4日
※勤務日はこちらで指定した日になります（曜日固定）
- （4）勤務時間 9時00分～17時00分のうち7時間（休憩1時間）
- （5）勤務しない日 土曜日、日曜日、平日のうち予め指定する週休日1日、祝日、年末年始の休日（12月29日～翌年1月3日）
- （6）休暇 年次有給休暇、その他の休暇（市の条例に定める休暇）
- （7）給与 日額9,101円程度（所得税・社会保険料等控除前の金額）
※金額は、社会情勢等により変更となることがあります。
※市の条例による、期末手当、勤勉手当、通勤手当等の支給があります。
- （8）福利厚生 社会保険、定期健康診断等（川口市職員に準じた制度）
- （9）その他
- ・地方公務員法の規定により、採用時（令和8年4月1日）は条件付採用となり、1ヵ月間良好な成績で勤務された際に、正式採用となります。
 - ・今回の募集に際して市が収集した個人情報について、目的外の用途での使用及び提供は一切いたしません。ただし、採用された方の個人情報については、人事情報として使用することを予めご承知おきください。